



広島市の花—きょうちくとう



海田湾から望む海田町



海田町の花—ひまわり

主な協議事項	調整方針案
<b>議題16</b> 一部事務組合等の取扱い	(1) 海田町が加入している一部事務組合のうち、広島県市町村職員退職手当組合、広島県市町村公務災害補償組合及び安芸郡町村税等滞納整理組合については、合併の日をもって脱退し、安芸地区衛生施設管理組合、海田地区消防組合及び広島県海田高等学校財産組合については、広島市が当該組合の規約について必要な変更を行うよう所定の手続をとるものとする。 (2) 海田町土地開発公社は、合併の日までに解散し、その保有する土地は、海田町が取得するものとする。 (3) 社会福祉法人海田町社会福祉協議会は社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会に、社団法人海田町シルバー人材センターは社団法人広島市シルバー人材センターに、それぞれ統合するよう、実情を考慮しながら調整するものとする。
<b>議題17</b> 消防団の取扱い	(1) 海田町の消防団は、広島市安芸消防団に統合してその分団とし、分団の組織等については、市内の他の分団との均衡を失しないよう措置するものとする。 (2) 海田町の消防団員は、広島市の消防団員として引き継ぐものとする。
<b>議題18</b> 税の取扱い	税は、広島市の制度に統一するものとする。 ただし、次の各号に掲げる市税にあっては、それぞれ当該各号に定める取扱いとする。 (1) 市民税 個人に係る均等割の税率にあっては平成17年度分から統一し、法人税割の税率にあっては合併の日以後に終了する事業年度分から統一する。 (2) 事業所税 平成16年10月1日以後に終了する事業年度分（個人に係るもの）にあっては、平成16年分）から課税するものとする。 (3) 都市計画税 平成16年度は課税しないこととし、平成17年度の税率は100分の0.1とし、平成18年度の税率は100分の0.2とし、平成19年度から税率100分の0.3に統一するものとする。
<b>議題19</b> 使用料、手数料、負担金等の取扱い	使用料、手数料、負担金等については、原則として広島市の制度に統一するものとする。
<b>議題20</b> 補助金等の取扱い	補助金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。
<b>議題21</b> 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険事業については、広島市の制度に統一するものとする。ただし、次のとおり経過措置を設ける。 (1) 制度の統一により保険料が増加する世帯については、平成16年度から2年度間、減額措置を講ずるものとする。 (2) 海田町発行の個人ごとの被保険者証は有効期限（平成16年9月30日）までそのまま使用し、それ以後は広島市の被保険者証を世帯ごとに発行するものとする。
<b>議題22</b> 介護保険事業の取扱い	介護保険事業は、広島市の制度に統一するものとする。なお、第1号被保険者保険料については、合併後に改めて算定した保険料率に統一するものとする。
<b>議題23</b> 保健・福祉事業の取扱い	保健・福祉事業は、原則として広島市の制度に統一するものとする。
<b>議題24</b> ごみ及びし尿処理事業の取扱い	ごみ及びし尿処理事業については、広島市の制度に統一するものとする。 ただし、大型ごみを除くごみの分別方法並びに収集の方法及び回数については、合併の日から平成19年3月31日までの間、現行のとおりとする。
<b>議題25</b> 水道事業の取扱い	海田町が経営する水道事業は、広島市が引き継ぎ、広島市の制度に統一するものとする。ただし、水道料金（メーター使用料を含む。）については、合併の日から平成18年3月31日までの間、現行のとおりとする。
<b>議題26</b> 下水道事業の取扱い	下水道事業は、広島市の制度に統一するものとする。

[赤字は昨年の任意協議会の時点で引き続き調整することになっていたもの]

協議会の規程等、その他の議事の内容や、行政制度等の調整に関する現況比較等の詳細については、協議会のホームページで公開していますので、御参照ください。(広島市、海田町のホームページからもリンクしています。) ——— <http://www.city.hiroshima.jp/gappeikyo/kaita/O10index.html>